

## 令和2年度開成町企業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により令和2年度開成町企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

### 1 審査した決算書及び帳簿証書類

- (1) 令和2年度水道事業会計決算書及び令和2年度下水道事業会計決算書  
（決算報告書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表）
- (2) 令和2年度水道事業会計決算及び令和2年度下水道事業会計決算付属資料  
（事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、未収金未払金明細書、有形固定資産明細書及び企業債明細書等）
- (3) 令和2年度企業会計関係帳簿及び証書類

### 2 審査の期日

令和3年6月29日

### 3 審査の方法

水道事業会計及び下水道事業会計の各決算書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表、並びに決算付属資料の事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、未収金未払金明細書、有形固定資産明細書及び企業債明細書等を基に、各所属からの説明を徴し、経営状況、財政状況及び決算計数の適正を審査した。

### 4 審査の結果

営業収益では、水道使用料は1億6千756万4千円で前年度比8.5%の減、下水道使用料は2億2千118万7千円で前年度比4%の減となっているが、これは、新型コロナウイルス感染症対策として営業自粛等に伴う固定費用の増及び外出自粛に伴う家庭での使用量の増に対する経済的支援を目的として、基本料2期分(5～8月)の減免を実施したことによるものである。なお、この減収分については、一般会計から補填されている。

一方、令和2年度の未処分利益剰余金は、水道事業で1億3千38万8千円、下水道事業で5千275万6千円となっている。

水道事業会計及び下水道事業会計の決算書及び決算付属資料は、事業の経営状況及び財政状況を適正に表示されており、決算計数は正確である。

令和3年8月4日

開成町長 府川 裕一 様

開成町監査委員 田中 章

開成町監査委員 下山 千津子